

1 主旨

山手地区(周辺地区も含む)においては、異国情緒ある街並みや緑豊かな自然環境を保全し、かつ横浜にふさわしい眺望を確保するため、これまで山手地区景観風致保全要綱(昭和47年策定)に基づき、開発行為及び建築行為に対する指導を行ってまいりました。

山手地区景観風致保全要綱は、法令等に基づく規制基準並びに地域地区等の整備がなされるまでの間の暫定的な制度であるため、景観法に基づく景観計画へ移行します。

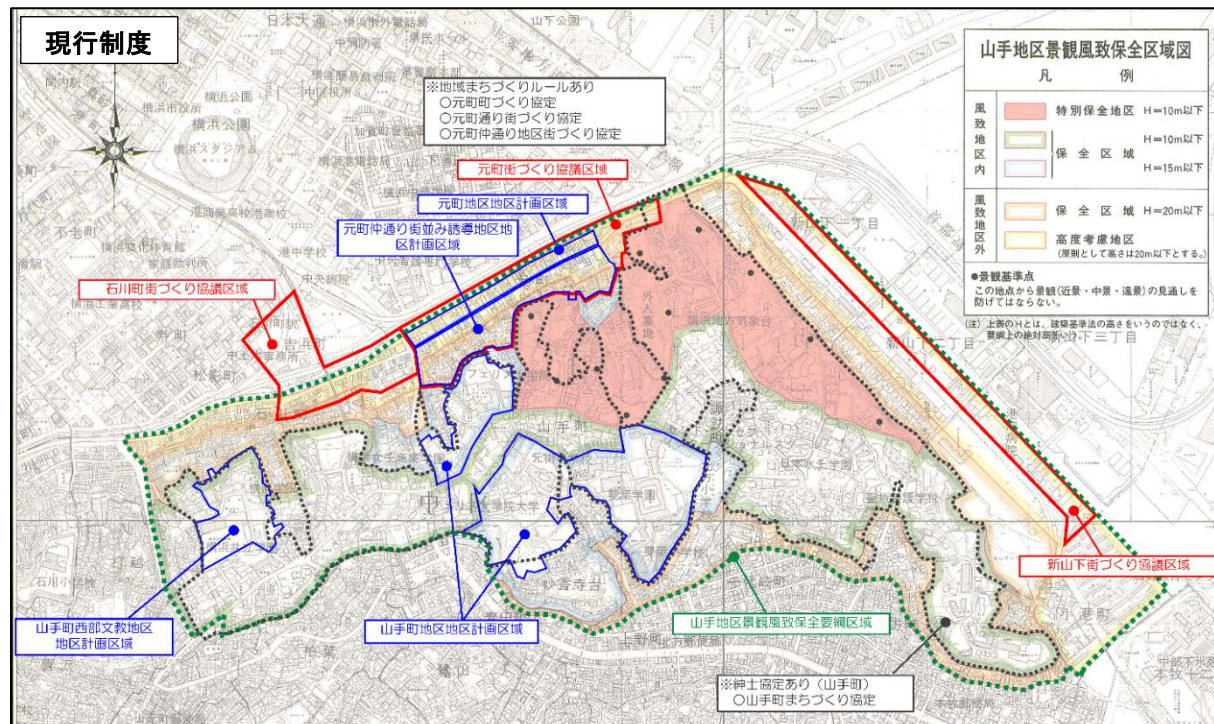
2 策定のポイント

- 山手地区景観風致保全要綱の指導内容(樹木の保全・眺望の確保等)及び街づくり協議地区(元町・石川町)を、現状に合わせて整理し、移行します。
- 地域のまちづくり協定(山手・元町)の内容をふまえて、制度化を行います。



3 定める事項と今後のスケジュール

(1) 区域



(2) 方針・基準等

ア 良好な景観の形成に関する方針【景観計画】(魅力ある都市景観を創造するための方針【都市景観協議地区】)

<全域>

- 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。
- 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じることができる眺望景観の形成を図る。
- 居留地時代から継承された歴史的建造物や土木遺構による歴史や異国情緒が感じられる景観を保全し、活用する。
- 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。
- 地区毎の魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。

<山手町特定地区>

- 山手の特徴づける歴史ある景観や緑豊かな環境を保全する。
- 住宅・文教地区としての良好な街並みを形成する。
- 山手本通りを軸線として歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。

<元町特定地区>

- 横浜の開港以来発展してきた商店街の歴史や文化を継承し、連続した歩行者空間と秩序ある街並みを形成する。

<石川町準特定地区>

- 中華街、山手などの観光地への最寄り駅としての地域の特性を生かし、元町と一体となった街並みを形成する。

イ 景観形成基準【景観計画】・行為指針【都市景観協議】

	景観形成基準(景観計画)	行為指針(都市景観協議地区)
全域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 眺望景観の確保 ○ 色彩 ○ 樹木・緑地の保全 ○ 建築物の最高高さ ○ 壁面の位置の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 眺望景観の確保に関する事項 ○ 色彩に関する事項 ○ 屋外広告物に関する事項
地区別	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街並みの形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街並みの形成に関する事項 ○ 屋外広告物に関する事項

ウ 景観重要建造物の指定の方針及び景観重要樹木の指定の方針【景観計画】

エ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限【景観計画】

オ 景観重要公共施設の整備に関する事項【景観計画】

カ 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準【景観計画】

(3) 今後のスケジュール(予定)

H29	H30	H31
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市美対策審議会【報告】(3月) ○ 住民説明会(1月、3月) 	<p style="text-align: center;">法定手続 (素案説明会・公聴会の開催等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市美対策審議会【審議】 ○ 都市美景観審査部会(6月) ○ 都市美景観審査部会(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 施行 ○ 都市計画審議会【意見聴取】 ○ 都市美対策審議会【意見聴取】